

「授業時間」と「自己学習時間確保のための取り組み」に関する説明

2009年12月23日

日本技術者教育認定機構

JABEEでは、2010年度より、認定基準の一部改訂を行います。この改訂に伴い、学習・教育の量を、従来の「学習保証時間」から「授業時間」で審査するように変更します。また、新たな審査項目として、「自己学習時間確保のための取り組み」が加わります。この文書では、これらに関する審査の留意点について説明します。

「授業時間」について

授業時間は、事前に作成された計画に基づいて、授業またはこれに準じた形態で実施されるものを合計した実時間を指しています。従来の「学習保証時間」から、実績のみで示すことのできなかった部分を除いた教員等の指導・指示による学習時間を指します。

- 授業時間とは、各授業科目に割り当てられている時間をいい、事前に計画し、実施する時間を指します。
- 講義や演習による通常の授業に加えて、実験、実習、設計製図などにおいて、報告書等の提出を必須とし、その作成が授業の一部として教室等で実施され、必要な時間がシラバスあるいは授業実施に関連する文書に記載されている場合には、その時間も授業時間と見なします。
- 卒業論文、卒業研究、卒業制作等の科目（大学設置基準第21条第3項）の授業時間については、教員等の指導・指示のもとで計画・実施される学生の実験・調査・研究・報告・発表などのうち、教育の双方向性などの観点から、教室等で行われる授業と同等の教育効果を持つ部分を授業時間と見なします。具体的には、プログラム全体に適用される規則や申し合わせなどに基づいて、教員等の指導・指示によりプログラム履修生全員に課されるもので、学生からの質問などに対して教員等（TAや大学院生等を含む）が対応できる状態で行われるものについては、授業時間として扱います。
- 各科目の授業時間は、シラバスあるいはそれに関連した授業実施に関わる文書等に明示されなければなりません。

「自己学習時間確保のための取り組み」について

大学設置基準では、1単位を修得するのに必要な学修時間とそのうちの授業時間について規定しており、授業と対応付けられた自己学習が必要とされています。2010年度適用基準の基準2(3)は、この趣旨に則った自己学習時間について規定しています。この自己学習時間に関する当面の審査の考え方は、以下のとおりです。

- シラバスへの記述などにより授業の内容と対応した具体的な自己学習の内容に関する指示が学生に対して与えられており、自己学習を前提として授業が実施されている必要があります。また、授業と関連付けた指示に基づくものであれば、工場見学・現場見学なども含まれます。
- 自己学習時間確保のための取り組みが、プログラム単位あるいはそれ以上の組織単位で実施されている必要があります。
- 自己学習時間の確保をより確実にしていくための改善が実施されていることが必要です。
- 自己学習の実施時間や内容などについて、個々の学生の実績としてのデータを審査では要求しません。

以上